

平成20年8月21日

電子入札での落札者の決定方法等について（お知らせ）

羽曳野市

「制限付一般競争入札」及び「公募型指名競争入札」（電子入札案件）での落札者の決定方法等についてのお知らせを公表しますので、参照して下さい。なお、下記事項については、「告示文」及び「入札説明書」にも明記しますのでご留意下さい。

（１）次順位業者の取扱について

落札候補者の決定後に再確認の結果不適格となった場合において、次順位者が本来落札候補者となりますが、次順位者が既に他の同業種工事案件の落札候補者となっている場合は、その業者については「無効」とし、次の順位者を落札候補者とします。

（２）同日開札の他業種の工事等複数の工事を落札した場合について

同日に開札する同業種工事と、他業種の工事等複数の工事を同日に落札した場合において、落札した複数業種ごとの工事に適正な現場代理人及び技術者等を配置できないことが判明した業者については落札候補者となった工事全てを「無効」とし、上記（１）の「次順位業者の取扱について」に示す取扱により次の順位者を落札候補者とします。なお、上記によって「無効」となった場合や、書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合については、不適当な事由があると認め本市指名停止等措置要綱に基づき指名停止等を行うなど厳正に対処するので注意して下さい。

平成19年5月10日公表

平成20年8月21日一部改正